



答申第 433 号  
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づき、平成26年5月26日付神  
こ子振第2137号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申し  
ます。

記

子どものための教育・保育給付業務における利用調整等にかかる  
必要情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、教育・保育給付業務における  
利用調整等に必要となる別紙に掲げる個人情報を収集することについては、  
当該業務の正確な事務執行を確保する観点から必要不可欠であり、公益に資  
するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄す  
る等適正な維持管理を行わなければならない。

子どものための教育・保育給付業務における利用調整等にかかる  
必要情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

△対象者を拡大する項目

【児童情報】

△すこやか保育の情報（申請状況、判定(依頼)日、認定期間、障害種類、特別児童扶養手当の情報（認定日、等級））

【世帯員情報】

△施設の入所情報（障害児施設名）

【申請者情報】

△障害情報

【利用者負担階層区分】

△世帯区分（生活保護世帯、母子世帯、在宅障害児世帯など）

【保育要件などの確認情報】

疾病・障害、介護の状況

【生活保護受給状況に関する情報】

△所管行政区

△地区番号

△世帯番号

△員番号

△氏名

△性別

△生年月日

△保護開始年月日

△保護廃止年月日

△保護停止年月日

△保護停止解除年月日

△世帯分離年月日

【住民基本台帳情報】

△在留カード等番号

△世帯主通称名(漢字・カナ)

△通称名(漢字・カナ)

△併記名

△在留資格

△在留期間

※ 平成9年11月14日 第26回神戸市個人情報審議会 承認済み

△対象者を拡大する項目

従来より対象の保育に欠ける児童(0～6歳)に加えて、保育を必要としない3～6歳(主に幼稚園を利用)の児童も対象となる。



答申第 434 号  
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 26 年 5 月 26 日付け神行主課第 416 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

子どものための教育・保育給付業務への利用者負担額決定等に係る  
市税情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、教育・保育給付業務における利用者負担額決定に必要となる別紙に掲げる市税情報を提供することについては、当該業務の適正かつ効率的な事務執行を確保する観点から必要不可欠であり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

子どものための教育・保育給付業務への利用者負担額決定等に係る  
市税情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【市税台帳情報】

- ※ {
- △年度
  - △区コード
  - △税整理番号
  - △税宛名番号
  - △住所
  - △氏名
  - △生年月日
  - △扶養者数
  - △市県民税額（均等割額，所得割額）
  - △総所得額（総合所得・分離所得・控除等の内訳）

※平成8年7月5日第23回 神戸市個人情報保護審議会 承認済み

△対象者を拡大する項目

従来より対象の保育に欠ける児童（0～6歳）に加えて，保育を必要としない3～6歳の児童も処理対象となる。

答申第 435 号  
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 26 年 5 月 26 日付け神市参区第 408 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

子どものための教育・保育給付業務への受給資格確認等に係る  
住基情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、教育・保育給付業務における利用者負担額決定等に必要となる別紙に掲げる住民基本台帳情報を提供することについては、当該業務の適正かつ効率的な事務執行を確保する観点から必要不可欠であり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

子どものための教育・保育給付業務への受給資格確認等に係る  
住基情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

- △個人番号
- △世帯番号
- △在留カード等番号
- △郵便番号
- △住所（漢字・コード）
- △世帯主氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- △世帯主通称名（漢字・カナ）
- △氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- △通称名（漢字・カナ）
- △併記名
- △生年月日
- △性別
- △続柄
- △在留資格
- △在留期間
- △前住所（漢字・コード）
- △住民年月日
- △住民届出年月日
- △住民事由コード
- △住定異動年月日
- △住定届出年月日
- △住定異動事由コード
- △転出予定年月日
- △転出届出年月日
- △転確年月日
- △転出予定地・実定地（漢字・コード）
- △異動年月日
- △異動届出年月日
- △異動区分
- △異動事由コード
- △区・支所コード

※

※平成8年7月5日第23回 神戸市個人情報保護審議会 承認済み

△対象者を拡大する項目

従来より対象の保育に欠ける児童(0～6歳)に加えて、保育を必要としない  
3～6歳(主に幼稚園を利用)の児童も対象となる。



答申第 436 号  
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 26 年 5 月 26 日付け神保総保第 427 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

子どものための教育・保育給付業務への受給資格確認等に係る  
生活保護受給状況の情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、教育・保育給付業務における受給資格確認等に必要となる別紙に掲げる生活保護受給状況の情報を提供することについては、当該業務の適正かつ効率的な事務執行を確保する観点から必要不可欠であり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。



子どものための教育・保育給付業務への受給資格確認等に係る  
生活保護受給状況の情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給状況に関する情報】

- ※ {
- △所管行政区
  - △地区番号
  - △世帯番号
  - △員番号
  - △氏名
  - △性別
  - △生年月日
  - △保護開始年月日
  - △保護廃止年月日
  - △保護停止年月日
  - △保護停止解除年月日
  - △世帯分離年月日

※平成20年10月27日第36回神戸市個人情報保護審議会 承認済み

△対象者を拡大する項目

従来より対象の保育に欠ける児童（0～6歳）に加えて、保育を必要としない3～6歳の児童も処理対象となる。



答申第 437 号  
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 26 日付け神こ子振第 2137 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

福祉情報システムにおける保育所等入所管理業務から、子どものための教育・保育給付事務への移行による項目追加と対象者の拡大について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、教育・保育給付業務実施のために収集・提供を受けた個人情報の電子計算機処理を行うことは必要不可欠であり、これにより当該業務の迅速・効率的な実施が可能となり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

福祉情報システムにおける保育所等入所管理業務から、子どものための  
教育・保育給付事務への移行による項目追加と対象者の拡大について  
(条例第 11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- ◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目  
☆新規追加する項目  
△対象者を拡大する項目

【児童情報】※1

- △福祉個人番号
- △氏名（漢字氏名、カナ氏名）
- △生年月日
- △性別
- △年齢
- △住所（住基・居所）
- △電話番号
- ◎☆すこやか保育の情報（申請状況、判定依頼日、認定期間、障害種類、特別児童扶養手当の情報（認定日、等級））
- △備考

【世帯員情報】※1

- △同一世帯の世帯員情報
- △福祉個人番号
- △住登区分
- ☆世帯開始日
- ☆世帯終了日
- △氏名（漢字氏名、カナ氏名）
- △性別
- △住所（居所住所・住基住所）
- ☆世帯員区分（保護者（父・母）、扶養義務者、兄弟など）
- △続柄
- △生年月日
- ☆保育の必要性を証明する必要書類名
- ☆施設の入所情報（（児童福祉施設、◎障害児施設ほか）、入所施設名）

【申請者情報】※1

- △氏名（漢字氏名、カナ氏名）
- △生年月日

△性別  
☆連絡先  
△住所

**【支給認定判定情報】**

☆保護者（氏名、続柄、保育要件の事由）  
☆申請日  
☆申請理由  
☆支給認定日  
☆支給認定区分（1号認定こども、2号認定こども、3号認定こども）  
☆保育希望の有無  
☆支給認定期間  
☆支給認定状況（認定中、認定済、取消、却下、変更、終了）  
☆支給認定番号  
☆保育必要量（標準／短時間）  
☆特記事項  
☆補正期間  
☆変更日  
☆変更理由  
☆取消日  
☆取消理由  
☆却下日  
☆却下理由  
☆取下日  
☆取下理由  
☆備考  
☆発送日

**【利用者負担階層区分】※1**

△対象者（申請者、保護者、扶養義務者）の氏名  
△対象者の続柄  
△対象者の生年月日  
△対象者の性別  
△対象者の住所  
△賦課年度  
△扶養者数  
△市県民税額（均等割額、所得割額）  
△総所得額（総合所得・分離所得・控除等の内訳）  
△所得税額に関する情報  
◎△世帯区分（生活保護世帯、母子世帯、在宅障害児世帯など）

- △減額理由
- △徴収年齢
- △利用者負担階層区分（市階層、国階層）

**【台帳情報・施設給付情報】※1**

- △受付番号
- △入所施設（施設名・施設番号）
- △利用希望施設（施設名、希望理由、希望順位）
- △施設区分（保育所、幼稚園、認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型）、小規模保育、家庭的保育、事業所内、居宅型保育など）
- △受委託区分（市内、委託、受託）
- △受委託都市（都道府県名、市名）
- △仮決定日
- △面接日時・期限
- △入所決定日
- △入所保育開始日
- △入所終了予定日
- △現況確認日
- △更新日
- △待機となった理由
- △児童の居場所の情報
- △変更日
- △変更理由
- △取下日
- △取下理由
- △退所決定日
- △退所日
- △解除理由
- ◎△世帯区分フラグ（生活保護世帯、母子世帯、住基支援世帯）

**【入所選考に関する情報】※1**

- 保育要件対象者（保護者）
- 入所選考基準該当項目（就労、妊娠・出産、疾病・障害、親族の介護・看護、災害復旧、保育の代替手段、世帯の状況、兄弟の状況など）
- ☆入所選考点数

**【利用者負担額】※1**

- △対象児童情報

△在籍施設（施設区分、施設名）

△県多子減額

△国多子減免（第何子）

△徴収年齢

△入所日割理由（途中入所、途中退所、途中入退所）・日数・額（市、国）

△退所日割理由（途中入所、途中退所、途中入退所）・日数・額（市、国）

△市基準利用者負担額（減額前、減額後）

△国基準利用者負担額

**【徴収方法】※1**

徴収方法（納付書、口座引落）

納付義務者名

開始年月

納付書送付先住所

引落口座情報

**【徴収金管理】※1**

対象年度

在籍施設

徴収年齢

調定日

調定年度

期別

調定額

納付額

過誤納額

還付額

充当額

未納額

不納欠損額

戻出予定額

戻出済額

納期限

納付日

公金日

督促状発送日

☆時効起算日

収納方法

**【納付誓約情報】**

- ☆納付誓約日
- ☆納付誓約対象期間
- ☆納付誓約対象額
- ☆初回分割納付額
- ☆分割納付月額
- ☆分割納付回数
- ☆分割納付期間

※1 平成9年11月14日第26回 神戸市個人情報保護審議会 承認済み

△対象者を拡大する項目

従来より対象の保育に欠ける児童（0～6歳）に加えて、保育を必要としない3～6歳の児童も処理対象となる。